

日本語教師の学び直し・復帰促進アップデート研修事業委託要項

令和6年4月1日
総合教育政策局長決定
令和7年10月30日一部改正

1 趣 旨

日本語教育機関の認定制度や日本語教師の新たな国家資格制度を創設するため、「日本語教育の適切かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」が令和6年4月から施行されたところである。

日本語教育における専門人材の確保が困難な状況にある中、登録日本語教員の資格を有していない現職日本語教師の学び直しを促進するとともに、日本語教育に関する知識や技能を有しながら、現在は日本語教育に携わっていない「潜在的な」日本語教師の復帰を促進する必要があることから、日本語教師の学び直し及び復帰促進を図るための委託業務を実施する。

2 委託業務の内容

文部科学省は上記1の趣旨を実現するため、以下の業務を委託する。

- (1) 経験者基礎講習に係る講義映像の作成
- (2) 同講習に係る講義資料・教材の作成
- (3) 同講習に係る単元確認試験問題及び解答・解説の作成
- (4) 学び直しのためのコンテンツの作成
- (5) 上記の業務に係る必要な業務の実施

3 業務の委託先

委託業務の内容を実施することが適当と考えられる法人格を有する団体（以下「団体等」という。）。日本語教育に関する活動、動画教育コンテンツの作成、SNS等を活用した情報発信等に関する実績を有する団体等が望ましい。

4 委託期間

契約を締結した日から同年度の3月31日までの期間で、契約書で定める。

5 委託手続

- (1) 団体等が業務の委託を受けようとするときは、業務計画書等を文部科学省に提出するものとする。
- (2) 文部科学省は、上記(1)により提出された業務計画書等の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合は、団体等と委託契約書を取り交わし、業務を委託する。

6 委託経費

- (1) 文部科学省は、予算の範囲内で業務に要する経費（人件費、事業費（諸謝金、旅費、借損料、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、印刷製本費、消費税相当額）、一般管理費、再委託費）を委託費として支出する。
- (2) 文部科学省は、団体等が本契約の定め違反している、委託業務の遂行が困難であると認めたときは、契約の解除や経費の全部又は一部について返還を命じることができる。

7 再委託

本業務の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することはできない。ただし、本業務のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、本業務の一部を再委託することができる。

8 業務完了（廃止等）の報告

団体等は、業務が完了したとき（契約を解除又は廃止したときを含む）は、委託業務完了（廃止）報告書を作成し、完了（廃止）した日から 10 日以内、又は契約期間満了日のいずれか早い日まで、文部科学省に提出しなければならない。

9 委託費の額の確定

- （1）文部科学省は、上記 8 の委託業務完了（廃止）報告書について調査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、団体等へ通知するものとする。
- （2）上記（1）の確定額は、業務に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

10 その他

- （1）文部科学省は、団体等における業務の実施が当該趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求める。
- （2）文部科学省は、本委託業務の実施に当たり、団体等の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るために協力する。
- （3）文部科学省は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- （4）団体等は、本委託業務の実施の過程で知り得た事項については、その秘密を保持しなければならない。
- （5）この要項で定める事項のほか、本業務委託の実施に当たり必要な事項については、別途定めるところによる。